

世界文化遺産富士山の保全・管理に関する取組についての情報提供

1 開発規制対策の現況

富士山麓における法的規制は確実に強化されており、下記のとおり、現状の手法において開発の制御は十分に機能していると考ええる。

(1) 建築物の規模及び位置に係る規制

世界遺産登録時に指摘のあった、山麓における建築物等の開発の制御に関する主たる課題は、行為規制が比較的緩やかな区域内で建設される建築物及び都市計画法の行為規制が及ばない建築物の大きさ（規模）及び位置に対する制御であった。

国内法では、都市計画法により地域の土地利用を定め、更に、自然公園法や文化財保護法により自然環境や文化財を厚く保護しているところであるが、各地域に固有の土地利用形態の歴史的経緯を反映して、法令による行為規制の対象や強弱に違いが生じていた。

富士山南麓（静岡県側）では、国有林野や都市計画法の規定による市街化調整区域といった大規模な開発が困難な地域が多く含まれており、法令による行政手続を重層的に課すことにより、開発行為が規制されている。

一方、富士山北麓（山梨県側）では、古くから人の生活が入っていたため、都市計画法による厳しい土地利用規制ができないという事情があり、富士山箱根伊豆の国立公園の指定に当たっても、開発を許可制にする自然公園の特別地区などの指定ができなかった。このため、2016年6月に山梨県は、開発事業の計画の初期段階で開発が富士山の景観に与える影響を評価し、できるだけ影響を軽減するため、景観影響評価に係る条例を施行した。

(2) 建築物の意匠・色彩等に係る規制

2016年に保全状況報告書を提出した時点では、景観法及び同法に基づく条例を定めていない市町村もあり、緩衝地帯における開発行為の規制は万全ではなかった。

このため、景観改善等の必要性を指摘された個々の資産については、各々の整備計画等に示した工程に基づき、建築物や看板の修景、撤去や道路の無電柱化等の対策（即効的対策）が進められ、景観改善を図ってきた。

2016年4月には、富士吉田市及び小山町において、景観条例が施行され、富士山麓全域において、事業の計画段階で指導・助言等を行うなど、適切な利用及び景観誘導を行っている。

(3) 新たな保全に向けた取組

上記2つの取組により抜本的な対策をほぼ完了し、現在、山梨県・静岡県
の両県は、富士山南麓を含めた資産及び緩衝地帯の全域を対象に、『世界遺
産条約履行のための作業指針』に定める、遺産影響評価の実施手法の構築を
進めている。対象地域において想定される開発行為に備え、実施手法の早期
確立に努めるとともに、モニタリングを行いながら、必要に応じて追加措置
を講じていく。

2 資産の保全状況

資産の保全状況については、2014年12月に策定した『富士山—信仰の対象
と芸術の源泉ヴィジョン・各種戦略』に基づき、これまでの保全状況報告書に
記載したとおり、以下により適切に行われている。したがって、資産全体を「ひ
とつの存在 (an entity)」として、さらに資産のみならず緩衝地帯を含めた「ひ
とつの (一体) の文化的景観 (a cultural landscape)」として管理する方法・
体制は運営可能な状態にあるものと確信している。

(1) 下方斜面の巡礼路の特定

山梨県・静岡県の「富士山世界遺産センター」を中心として、構成資産相
互の歴史的つながりを明らかにするため、大宮・村山口登山道をはじめとし
た巡礼路等に関する調査・研究を計画的に進め、その成果を情報提供戦略や
来訪者管理戦略へ計画的・段階的に反映させている。

(2) 来訪者管理戦略

「望ましい富士登山の在り方」を実現するため、2019年を目標年とした
指標・対策の評価を行い、2020年を起点とする次期5年間の指標・対策を
検討している。登山者数については、登山の安全性・快適性を確保する観点
から、特定の日・時間帯・場所で限定的に発生している「著しい混雑」の緩
和を当面の重点目標とし、登山者の平準化に向け来訪者の行動に直接働きか
ける情報提供等の施策を展開している。また、下方斜面の巡礼路の特定や情
報提供戦略との連携のもと、来訪者が山麓の構成資産に赴くよう誘導してい
る。

(3) 上方の登山道等の総合的な保全手法

登山行為による登山道への影響を抑制するため、指標に基づく来訪者管理
を実施している。また、引き続き周囲の自然環境や景観に配慮した材料・工
法による登山道の維持補修や看板等の修景を行うなど、景観との調和に向け

た取組を進めている。

(4) 情報提供戦略

両県の富士山世界遺産センターが、巡礼路等の調査研究及び情報発信の拠点施設として、調査・研究成果の蓄積や公開活用を積極的に行っている。また、三保松原では、世界文化遺産としての価値の発信及び松原の保全活用拠点として、「静岡県三保松原文化創造センター」が開館し三保松原における情報発信の拠点として機能している。来訪者が構成資産相互のつながり等に関する認知・理解を深められるよう、調査・研究成果を活用し、山麓の構成資産へ誘導する取組を進めている。

(5) 危機管理戦略

引き続き、地域防災計画など各種防災計画に基づく対策を実施している。特に突発的な噴火への対応として、登山者への情報伝達手法の充実等を図っている。また、「文化庁防災業務計画」等に基づき、建造物の災害予防、復旧及び入場者の安全対策を実施している。

(6) 経過観察指標の拡充・強化

山梨県・静岡県及び関係市町村は、『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』に定めた観察指標に基づく経過観察を毎年実施している。さらに、富士山世界文化遺産協議会は、観察結果を年次報告書として取りまとめの上評価し、各種施策が有効に実行されていることや資産及びその周辺に対する負の影響がないことを確認している。

(7) その他の取組状況

国、山梨県・静岡県、関係市町村、地域住民及び資産の保存管理に取り組む団体等は、2019年から、富士山が持つ顕著な普遍的価値を次世代に向けて確実に継承するため、『世界文化遺産富士山包括的保存管理計画』の基本方針に基づく保存管理・保全に係る事業を評価・見直し、その他必要な改定を進めている。

また、山梨県は、山麓から山梨県側の五合目に至る自動車交通について、環境保全及び来訪者管理を含めた多角的な観点から、代替交通手段の可能性を検討している。なお、当該取組は、学術的・専門的観点からの助言を得つつ、関係法令等を所管する国とも連携し、『世界文化遺産包括的保存管理計画』に定めた管理体制の下に協議を進め、作業指針第172項に基づく情報提供が必要になる場合には、適時適切に対応する。